

# 学童保育申請書提出前確認表

申請書提出前に以下の点を再度ご確認ください、必要書類を揃えてご提出ください。  
(期限内に必要な書類がすべて揃わない場合は、原則として受付できません。)

書類	確認内容	確認欄
共通	①書類はボールペンではっきりと記入していますか。	<input type="checkbox"/>
	えんぴつ書きのものや不鮮明なものは、受付できない場合があります。	
共通	②記入漏れや内容に誤りはありませんか。	<input type="checkbox"/>
	<p>以下は、特に重要な箇所となりますので、必ずご確認ください。</p> <p>申請書…「利用学童保育室名」、「利用希望期間」、「延長保育利用の希望確認」欄を記入しているか</p> <p>就労・就職内定証明書・自営業申立書・農業申立書・介護申立書 …昼間保育ができないことを示す部分が正しく記入されているか …復職予定の方や時短勤務の方はその状況がわかるよう記入されているか</p> <p>※就労・就職内定証明書は職場等に記入を依頼するものであるため、ご自身で記入又は加筆訂正は行わないでください。</p>	
就労・就職内定証明書など	③捺印はありますか？	<input type="checkbox"/>
	<p>不鮮明なものは、受付できない場合があります。</p> <p>訂正箇所がある場合は、誤り部分に二重線を引き訂正印を押印の上、正しい内容を記入してください。 (修正液や修正テープでの訂正は認められません。)</p>	
申請書	④学年及び年齢に間違いはありませんか。	<input type="checkbox"/>
	すべての年齢は、令和4年4月1日時点のものをご記入ください。	
誓約書	⑤すべてお読みになり、ご承諾いただけましたか。	<input type="checkbox"/>
	ご一読の上、署名をお願いいたします。	
必要書類	⑥必要書類は添付できていますか。	<input type="checkbox"/>
	<p>児童の父母及び令和4年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居親族、65歳未満の同地区の祖父母は、「保育ができないことを示す書類」を提出する必要があります。</p> <p>※その方の状況によって提出していただく書類は異なりますので、お間違いのないようお願いいたします。</p> <p>※申立書（就労予定申立書を除く）は添付書類が必要ですので、お忘れのないようご注意ください。</p>	